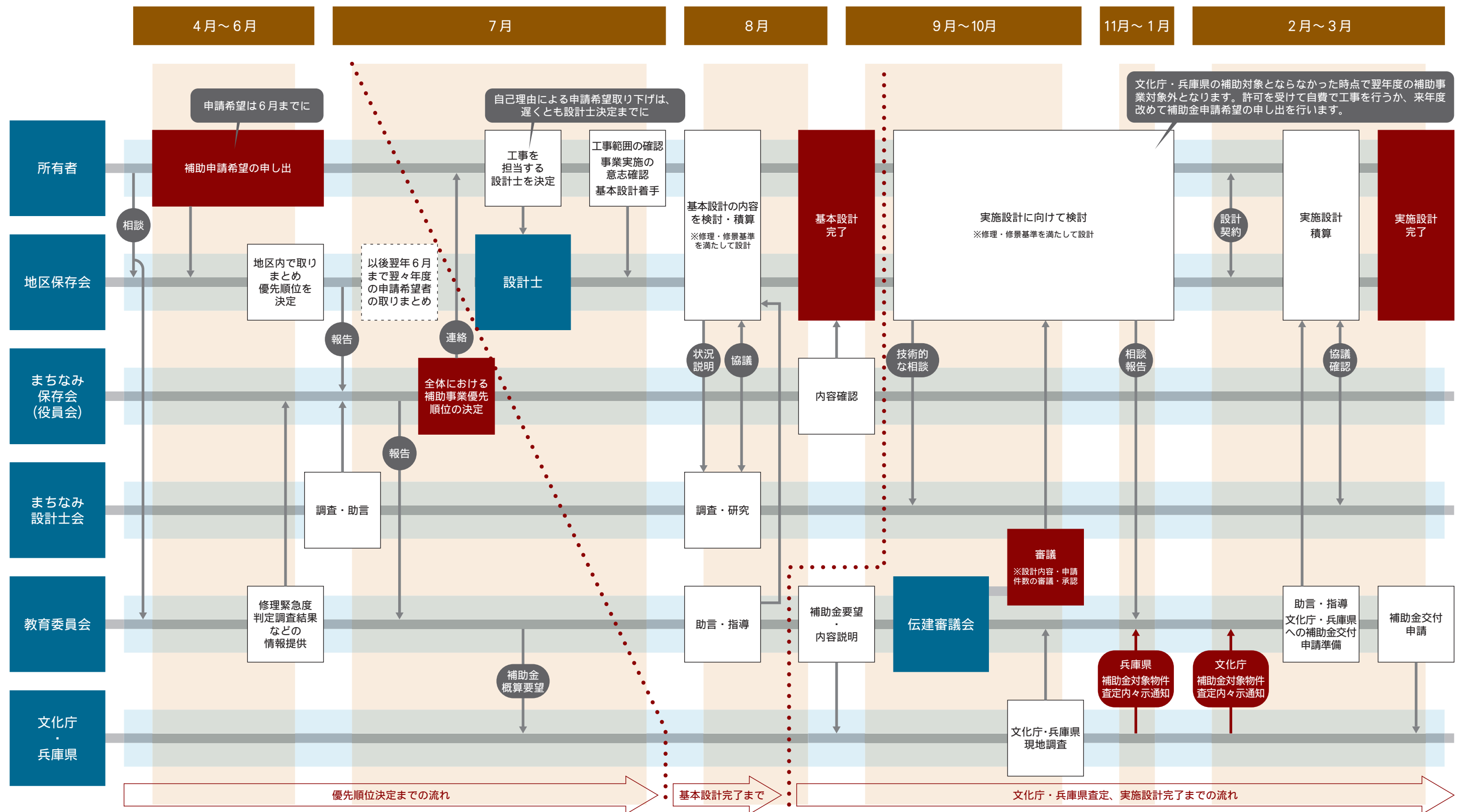


修理修景事業の流れ① 「事業実施前年度」



設計士について

文化庁や兵庫県への補助金交付申請には相当の資料が必要となります。また、実際に施工する工務店や建築会社は入札によって決定します。そのため、設計監理は設計士に依頼していただきます。

設計士は伝建制度に詳しい「まちなみ設計士会」の会員に依頼されることをお勧めしますが、会員以外の設計士に依頼することも可能です。

伝建事業の採択を受けられなかった場合

文化庁・兵庫県の予算上、伝建補助事業の採択を受けられないなどのときは、(財)兵庫県まちづくり技術センター及び豊岡市の景観形成支援事業修景助成金を受けることができます場合があります。

ただし、この場合でも伝建事業と同様に、修理基準、修景基準を満たす設計内容にする必要があります。また、補助率、補助上限額とも伝建事業によるものとはその内容が異なります。